

「規制改革実施計画」に求められる化学物質管理政策の見直しの重点はリスク管理の適正化と国際競争力の向上

2014年7月

化学生物総合管理学会有志
社会技術革新学会 有志

政府の「規制改革実施計画」(2013年6月に閣議決定)において化学物質審査規制法(化審法)の少量新規化学物質確認制度等の見直しが創業等分野に係る個別措置事項に掲げられた。それに対して化審法共管3省は、2014年3月28日に関係省令の一部改正案を公開しパブリック・コメントの公募手続きを開始した。しかし関係省庁がウェブサイトに表示した関係資料には、改正内容を裏付けるリスク分析の結果や国際競争力への寄与を示す資料は含まれていなかった。したがって、公示された省令改正案が規制改革実施計画の目的にどの程度応えているかを判断することもできない状況にある。

新聞報道によると、化審法の少量新規化学物質確認制度等の見直しが「規制改革実施計画」に取り上げられた理由は、化学業界や有識者からの要求があったからである。しかし日本経済の再生に資する観点から日本の化学物質管理政策を見直すのであれば、少量新規化学物質確認制度等の見直しはあまりにも瑣末であり、本来取り組むべきことのほんの一部にすぎない。

政府が第一に取り上げるべき課題は国会が2009年5月の化審法改正時に附した「総合的、統一的な法制度および行政組織のあり方」に係る両議院の附帯決議への対処である。

現行の少量新規化学物質確認制度等の見直しがリスク管理の適正化や国際競争力の観点から行われるべきことに異論はない。しかしそのような見直しは、労働安全衛生法の制度と統合することを含めて、新規化学物質に係る審査制度をリスク管理の視点に立って全体として見直していく中で行われるべきである。

その前提として、化審法は米国のTSCA(有害物質管理法)や欧州連合(EU)のREACH規則(化学物質の登録、評価、認可、制限に関する規則)などに比肩しうる包括的な化学物質リスク管理の法規になっていないことを認識する必要がある。すなわち、化審法をはじめとする日本の化学物質に係る法律には産業競争力に係る規定がないだけでなく、包括的な化学物質リスク管理の法規に特有な重要新規利用の届出制度や企業機密情報の保護・補償の規定などもない。

日本の化学物質管理体制の実態は、経済協力開発機構（OECD）に加盟する欧米先進国はいうに及ばず、アジア地域の国々にも立遅れてしまっている。そのため、産業界が欧米諸国や中国、韓国などとの国際的な競争において不利益を被っているばかりでなく、リスク管理が十分でない輸入品が国内に流入して国内の競争に悪影響を及ぼす状況に陥っている。まさに悪貨が良貨を駆逐するがごとき状況に立ち至りつつある。国際競争力への悪影響とともに、国民の健康と環境の保護に対する悪影響が懸念される。

それゆえ、現時点において政府が一体となって取り組むべき最優先の課題は、2009年5月の化学物質審査規制法の改正に際して国会が附帯決議として政府に示した「総合的・統一的な法制度・行政機関の検討」を真摯に受け止め速やかに実現すること、すなわち、今や世界の潮流である化学物質総合管理の概念に基づく包括的な法律を制定して化学物質管理に係る多くの規制法を整理するとともに、化学物質のリスク管理についてワンストップ・サービスを実現する一元的な行政体制を整備することに尽きる。